

第7号議案

蒲郡市火災予防条例の一部改正について

蒲郡市火災予防条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年6月14日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市火災予防条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市火災予防条例の一部を改正する条例

蒲郡市火災予防条例（昭和48年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第31条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 第31条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第50条の2中「第33条の4第1号、第33条の5第4号又は第33条の6第2号」を「第33条の4第2項第1号、第33条の5第2項第4号又は第33条の6第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。